

## 横浜市小・中学校施設計画指針

### はじめに

「横浜市小・中学校施設計画指針」（以下「指針」という。）は、平成 11 年当時の教育基本理念である「ゆめはま教育プラン」が目指した「まち」とともに歩む学校づくりに対応した施設機能及び教育内容・教育方法等の多様化に対応した施設機能を確保するために、学校施設の計画及び設計において必要となる基本方針を示すために平成 14 年 8 月に策定（※）したものであるが、指針策定から 16 年以上経過しており、教育環境は大きく変化している。この間、文部科学省においては平成 28 年 3 月に「施設整備指針」が、平成 29 年 3 月に小・中学校等の「学習指導要領」が改訂された。本市においては「ゆめはま教育プラン」にかわり、平成 30 年 3 月に、「横浜教育ビジョン 2030」を策定した。さらに平成 29 年 5 月に「横浜国立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定した。

今回はこのような状況を踏まえ改訂するものであり、この「指針」は学校施設の建替えはもとより、新增築や施設整備についても適用するとともに、今後の建替計画を踏まえ、出来る限り財源的な負担を軽減することを目的とする。

今後、改訂した「指針」に基づき、建築物に必要な機能や性能、必要諸室やその目的、機能、規模及び仕様等を示す施設整備水準等を改訂する予定である。

※ 「横浜市教育委員会施設計画指針検討会議」を設置し検討をスタートさせ、平成 12 年 3 月には、学識経験者等で構成される「横浜市小・中学校施設計画指針策定に関する調査研究協力者会議」の助言を経て、「横浜市小・中学校施設計画指針策定に関する調査研究（最終まとめ）」を取りまとめ、文部科学省が平成 13 年 3 月に改訂した指針を踏まえて策定

### 第 1 横浜の新たな学校づくりのために

#### 1 教える場から学ぶ場としての学校づくり

学校においては、子どもの興味・関心や理解の状況に即した学習内容・方法とともに少人数学習やグループ学習などの多様な学習形態に応じた、子ども自ら考え、自らが学ぶことができる学習環境づくりが求められている。これまでの「学習は学級単位で行う」「教室だけが学習の場である」という考え方を改め、様々な学習空間をつくることによって、子ども一人ひとりの学習意欲を高め、学ぶことが喜びとなるような空間をつくることが重要である。

また、学校は、子どもが学習する場であると同時に、一日の 3 分の 1 を過ごす生活の場でもある。学校施設は、子どもの健康と安全を十分確保することはもちろん、ひとつひとつの空間が子どもにとって魅力に富み、潤いや温かみのある豊かな学習環境とすることが重要である。

## 2 地域とともに歩む学校づくり

子どもの教育は、子どもの生活を重視する視点から、教育基本法第13条に定められているように、学校だけでなく、家庭や地域を含めた社会全体で相互に連携して取り組むことが必要である。学校、保護者や地域の人がそれぞれの役割を果たし、互いに密に連携を取り合い、子どもを育む環境をつくることが重要である。

また、生涯学習社会にあつて、学校が教育の場だけでなく、子どもを含めた地域の人が交流・連携する場として、一層活用されることが期待される。学校が地域の活動拠点として地域の人にとって利用しやすく、地域の人を迎え入れる雰囲気をもった環境とすることが重要である。

## 第2 施設計画の基本的な考え方

### 1 学びの場としての学校

#### (1) 学びやすい教室空間

ア 教室は、一斉学習、グループ学習、チームティーチング、少人数学習などにより主体的・対話的で深い学びを実現する多様な学習形態を可能にし、将来の学習内容・方法の変化にも柔軟に対応できる学びの空間とすることが重要である。

イ 教室の周辺には、多様な学習活動に対応できる多目的なスペースをつくることが重要である。

ウ 教材・教具等の学習メディアが身近に活用できる環境を整えることが重要である。

エ 個別支援学級等は、障害の特性に応じた個別的な指導・支援や幅広い交流教育が可能となるような施設とすることが重要である。

オ 各室において、コンピュータ等の情報機器の活用ができる情報ネットワークを計画することが重要である。

#### (2) 機能的に構成された学習空間

ア 特別教室は、学習内容に対応した機能を備えると共に、利用度の高い学習空間とすることが重要である。

イ 子どもの主体的な学習活動の場として、図書、コンピュータなど多様な学習メディアを活用しやすい環境づくりが重要である。

ウ 教科担任制をとる中学校において、教科教室型の運営を行う場合には、各教科に対応した設備、家具、教材等を配置し、教科の雰囲気のある充実した教科教室を整備することが望ましい。

エ 体育館は、運動の種類、行事等の利用形態に応じて、必要な規模・機能を確保するとともに、校舎から利用しやすい位置に計画することが望ましい。

オ 学校全体を学習空間ととらえ、子どもが日常的に自然を感じ、自然とふれることができる屋外の学習環境を整備することが重要である。

### (3) 子どもの学びを支える管理諸室

- ア 教職員が多様な教育活動を進めていく中で、カリキュラムや教材の研究、その製作・管理、相談・打ち合わせ等が一層重要となるため、職員室を中心とした管理諸室を、連携しやすい機能的で柔軟な執務空間とすることが重要である。
- イ 職員室は、子どもからの心理的距離を近付ける設えとすることが重要である。
- ウ 学習活動や部活動に参加・協力する学校ボランティア、外部指導員などの控室や、PTAの活動場所を整備することが重要である。

## 2 生活の場としての学校

### (1) 安全で温かみを感じ取れる空間

- ア 子どもの多様な行動に対して、十分な安全性を確保するとともに、不審者の侵入防止等を講じた施設とする。
- イ 子どもが健康で快適に過ごせるよう、素材、形態、色彩に配慮し、空間の質を大切にす。
- ウ 子どもの心身の健やかな成長を図るため、保健室・保健相談室、教育相談室等について、カウンセリングの機能を含め総合的に計画することが重要である。

### (2) 豊かで楽しい空間

- ア 学校は、学びの場であるとともに、子どもが一日の多くの時間を過ごす生活の場でもある。そのため、子どもが食事、トイレ、遊び、交流等を、豊かに楽しく送れる生活空間としての環境づくりが重要である。
- イ その時々の子どもの気持ちを受け止め、子どもが自由に選び、活動できるように、子どもの感性を大切にす空間を配置することが望ましい。

### (3) バリアフリーの空間

障害のある子どもも障害のない子どもも、同じように移動でき、共に学び・交流できる施設とする。また、子どもや教職員だけでなく、誰もが親しみを持ち安全に利用できるようバリアフリーに配慮した施設とする。

### (4) 子どものスケール感を配慮した空間

- ア 一日の子どもの動きをよく考え、子どもの身体に適合したスケールで空間を構成し、優しく迎え入れる雰囲気のある施設とすることが望ましい。
- イ 子どもの身体的成長の著しい小学校においては、学年構成に応じた施設とすることが望ましい。

## 3 地域の中の学校

### (1) 地域とともに歩む学校

- ア 保護者や地域の人が訪れやすく、PTA活動や学校ボランティアなどの活動等が円滑にできる施設とする。

イ 放課後や休日などに、学校が子どもの安全な遊び場として、年齢の異なる子どもが自由に遊ぶことができ、また、地域の人と交流する場として、安全や管理運営に配慮した施設とする。

(2) 地域の活動拠点となる学校

ア 生涯学習社会において、学校は市民に最も身近な公共施設であり、地域の人の学習・交流の場として利用しやすい配置・構成とすることが重要である。

イ 校庭や体育館だけでなく特別教室を含め、学校開放など、子どもから高齢者まであらゆる世代の地域の人々の利用に配慮した施設とすることが重要である。

(3) 親しみと誇りを持てる学校

それぞれの学校が地域の中で培われた伝統や校風を継承、発展し、子どもや地域の人が親しみと誇りをもてるよう、地域の歴史や伝統、文化、景観に配慮した施設とする。

#### 4 公共施設としての学校

(1) 維持管理しやすく長寿命な学校

日常的な維持管理がし易く、適切な補修や改修により長寿命化が図れる施設とする。

(2) 地域防災拠点としての学校

地域の人々の避難場所として、また、地域防災拠点として十分に機能するよう関係区局と調整し、施設の整備を図る。

(3) 自然環境に配慮した学校

自然エネルギーの有効利用、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入、木材の利用、断熱性能の向上、照明や冷暖房器具の省エネ化などにより、環境への負荷を低減した施設とすることが重要である。

(4) 経済性に配慮した学校

施設整備においては、教育活動に必要な機能を確保しつつ、建設費から光熱水費、補修費を含む維持管理費までのコストについて十分に配慮した計画とする。

(5) 公共施設との複合化への対応

学校以外の公共施設と複合化する場合は、子どもの学習に活用でき、施設間での共同利用ができる等合理的な、施設配置等に留意することが重要である。また、公共施設を利用する多様な世代と子どもが、交流できる場とすることが望ましい。

### 第3 施設計画の留意事項

#### 1 特色ある学校づくりに応える施設

それぞれの学校の教育目標や経営方針を受け止め、特色ある教育活動を展開しやすい環境を整備することが重要である。

## 2 計画プロセスの重視

学校の新增改築や大規模な改修・改造等に際しては、特色ある学校づくりやわたしたちの地域の学校づくりを進めていくために、計画段階から教職員等と話し合うとともに、保護者をはじめとする地域の人の声を反映していくことなど、計画プロセスへの参画を重視した施設づくりが重要である。

## 3 安全・防犯への対応

子どもの安全確保を図るため、多様な行動に対して十分な安全性を確保し、事故の危険性を排除する安全重視の計画とすること。あわせて、外部からの来訪者を視認でき、不審者の侵入を抑止できる計画とすることが重要である。

## 4 建替えによる整備

### (1) 敷地の高度利用

中心市街地など、高度利用が可能な地域では、校庭面積を確保するため、建物の高層化を検討することが有効である。また他の公共施設と複合化する場合は、利用者の属性を踏まえた上で、学校施設は低層部に配置することが望ましい。

### (2) 斜面地の地下利用

敷地内に高低差があり、やむを得ず地下を利用する場合は、居室以外の室を配置し、ドライエリアや二重壁を設置するなど結露、換気対策を講ずることが重要である。

### (3) 学校や地域のシンボル

子どもたちや地域に親しまれているシンボルや意匠がある場合は、建替時等にも継続して設置できるように配慮することが望ましい。

## 5 建替え中に必要な学習環境の維持

学校施設の建替え期間中に、近隣の公共施設の活用により校庭、体育館等に代わる活動場所を確保することは、学習環境を維持していくために有効である。

## 6 既存校の教育環境の維持

本市では、児童生徒急増期に整備した大量の校舎等が改築や大規模な改修等を必要とする時期を迎えている。既存校は、建替えまでの間は「学校施設の長寿命化計画」を基本に、建替え工事予定の時期と調整しながら、計画的な改修工事の実施により、良好な教育環境を維持することが重要である。